

いじめ問題対策に係る各機関・各団体の取組状況について

1 総務部学事課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none">再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等となっている。教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められる事案発生の都度、委員として任命する。 <p>○スクールカウンセラーの充実</p> <ul style="list-style-type: none">スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実に努めた。令和3年度は私立学校64校に対して6,904,200千円を交付した。 <p>○ネットパトロールの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 <p>○関係文書の迅速かつ確実な送付</p> <ul style="list-style-type: none">文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。 <p>○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応と相談関係機関との迅速な連携</p> <ul style="list-style-type: none">当課に寄せられる保護者等からの関連するトラブル相談等については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。関係機関と連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none">現在のところ、いじめ重大事態の調査結果について、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。また、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。SNSの書き込み等によるいじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。メールを活用し、関係文書を迅速かつ確実に通知している。学校の初期対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、未然防止・初期対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対処の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。私立学校の適切な対応を後押しするため、スクールロイヤーの活用をさらに促したい。
<p>③御意見・御提案等</p>

2 健康福祉部健康福祉政策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年度貸出件数 27件（視聴人数5,075人）…いじめ問題以外も含む <p>○人権問題研修会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年度講師紹介・派遣実績 9件（受講人数2,040人）…同上 <p>○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動</p> <p>【主催：県、県教育委員会、千葉市、千葉地方方法務局、千葉県人権擁護委員連合会、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会】</p> <p>令和3年度実績</p>
--

<ul style="list-style-type: none"> ・ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、スタジアム啓発の実施（試合観戦者への啓発グッズの配布等） ・千葉ロッテマリーンズと連携し、いじめゼロ宣言「いじめゼロ みんながみんな 友達だ」のメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組を実施（ポスターの作成、配布（5,500枚））
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの貸出により、学校等においてDVDを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ・講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。 ・ポスター配布先におけるアンケートの結果、「興味を持って見ることができ、いじめの悩みに関する相談窓口を知るきっかけとなった」等の意見が寄せられた。また、約5割が「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」と答え、「時々行ったほうがよい」との回答を合わせると9割以上がポスターの配布について好意的との結果となった。
<p>③御意見・御提案等</p>

3 健康福祉部児童家庭課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○児童家庭相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭相談への対応（6児童相談所） <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。 <p>○子どもの権利を守るために取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達全員が持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとに「千葉県子どもの権利ノート」を作成（教育庁と協働作成）し、ホームページで公開している。（無料でダウンロード可） ・児童相談所に保護されたすべての児童に「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ（葉書）」を配布している。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県児童相談所（千葉市含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度から令和2年度まで各年度0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。 ・子どもの権利を守るための取組については引き続き取り組む。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

4 環境生活部県民生活課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>【子ども・若者育成推進事業】（子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成・配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難を有する子ども・若者を適切な支援に結び付けるため、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を委託により運営するとともに、同センターのリーフレット・ポスターや「子ども・若者のための相談・支援ガイド」を配布し、市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。 <p>【青少年総合対策本部事業】（青少年を健全に育てる運動ポスター配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の青少年相談機関を掲載した、本運動を周知するためのポスターを2,500部作成し、相談機関や教育機関などに対して配布を行った。

・ホームページによる広報や市町村等を通じた運動の周知に努めた。

【青少年ネット被害防止対策事業】(ネットパトロール・啓発講演)

・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和3年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数472人、そのうち特に問題のある書き込み85件)

・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(令和3年度実績：56回、参加者13,960名) また、啓発内容をまとめたリーフレットを18,000部作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。

【青少年非行防止対策事業】(非行防止チラシの作成・配付、動画広告の配信)

・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生の保護者61,000部、中学1年生の保護者66,000部、高校1年生に対して60,000部を作成・配付した。

・啓発をさらに充実させるため、青少年が閲覧するツイッター、Instagramに動画広告を掲載した。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

【子ども・若者育成推進事業】

・コロナ禍の中ではあったが、301件の面談相談を実施し、子どもや保護者に専門の相談員が悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。

・困難を有する子ども・若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。

【青少年総合対策本部事業】

・広く教育機関などに対して啓発することができた。

・本運動に協力いただいている関係機関が行う「少年の規範意識の向上、非行防止」事業は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で効果が期待できる。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、中止や規模縮小となっている事業もある。

【青少年ネット被害防止対策事業】

・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。

・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛りこみ、参加者の意識を高めることができた。

・ネットパトロールは、LINEグループなど、公開範囲が制限されている書き込みを監視の対象とすることができない。ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発に取り組む必要がある。

・情緒不安定に係る書き込みなど、学校だけでは対応が難しい可能性がある書き込みが発見されており、対応が難しい案件が増えている。

【青少年非行防止対策事業】

・必要に応じ関係機関を含め配付できた。

・インターネットに潜む危険について啓発を行っているが、新たな手口による被害が出ている。

・学校配付パソコンやオンラインゲームの影響もあり、今までとは違ったネットいじめの事例も報告されている。

③御意見・御提案等

(参考)

【子ども・若者育成推進事業】

・市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。

・関連する報道発表等に「県の相談機関」として掲載し、周知を図っていく。

・市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。

・関連する報道発表等に「県の相談機関」として掲載し、周知を図っていく。

【青少年総合対策本部事業】

- ・令和元年と比較すると実施された事業は減少している。青少年の健全育成のため、関係機関に本運動の趣旨を理解してもらい、協力を求めていく。

【青少年ネット被害防止対策事業】

- ・ネットパトロールは、LINEグループなど、公開範囲が制限されている書き込みを監視の対象とすることができないことから、ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。
- ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。
- ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施していく。

【青少年非行防止対策事業】

- ・ネットいじめやインターネットトラブルの発生傾向や最新の事件等に対応できるよう、配付チラシや動画広告を活用し、啓発の強化を図っていく。

5 企画管理部教育政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 夢気球 vol. 6 2 (11月号) にLINEを活用したSNS相談窓口(そつと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～)が開設していることを掲載した。
- 県教委ニュース(4月号)に学校人権教育指導資料第41集を活用し、人権教育を推進しようという内容について掲載した。内容については、新型コロナウイルス関連の偏見・差別・いじめ防止について取り上げている。
- 県教委ニュース(10月号)に各教育事務所を会場として中学生・高校生との交流会について掲載した。事務所のうち「いじめをなくしていくために、必要なことできることは何か」という提案や概要について取り上げている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・夢気球は、県内の公立小・中・高・特別支援学校を通し全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。
- ・県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページにアップするとともに、県立学校及び県立教育機関にメール等を活用して周知している。併せて、市町村教育委員会にも各学校への配信を依頼し教職員に周知している。
- ・いずれも広報媒体としては、規模が大きく、特に夢気球は、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事業への理解を深める上で効果があったと考える。

③御意見・御提案等

- ・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用して、県のいじめ防止の取組や学校での先進的な取組事例を児童生徒や県民へ周知するよう努めていく。

6 教育振興部生涯学習課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○学校から発信する家庭教育支援プログラム事業

- ・千葉県ホームページに「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を掲載。
- ・小学校編【資料】「いじめ」いじめ発見チェックリストで、いじめ(している側・されている側)のサインについて、保護者が注意するポイントを掲載。また、「自分も友達も大切に思える子を育てる」ために、どんな態度で子供に接すればよいかポイントを示している。

○家庭教育リーフレット

- ・小学生高学年版・中学生版に「いじめをみんなでなくそう」を掲載。
- ・児童生徒安全課作成の「いじめ防止啓発カード」の文言を載せ、いじめ防止を啓発している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・千葉県ホームページについて、家庭教育推進委員会にて関係部局・各課に周知するとともに、市町村教委訪問支援等の際に紹介し、周知を図っている。また、各教育事務所社会教育主事による、学校訪問等での当事業の周知を図っている。
- ・家庭教育リーフレットについて、関係機関と連携をとりながら内容を見直し、随時更新している。年度末に市町村教育委員会を通して、全ての新小学校4年生、新中学校1年生に向けて配付。4月の学級懇談会等で直接保護者に渡すように依頼している。

③御意見・御提案等

- ・関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ、リーフレット等についての資料提供や担当者による説明を行い、周知を図る。
- ・関係課と連携しながら、ホームページやリーフレットの内容について見直しを行い、情報の更新を図る。

7 教育振興部学習指導課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○未然防止に向けた心の教育（各学校）

- ・道徳教育の推進（いじめを題材とした映像教材、読み物教材の活用等）

○担当する主な関係事業等

- ・県の特色ある道徳教育推進校の道徳教育実践事例集（データCD）「心豊かなこ」の作成・配付
- ・道徳教育推進教師研修会の実施

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・道徳教育実践事例集「心豊かなこ」で各地域の特色に応じた道徳教育を紹介するなど、道徳教育の推進を図ることで、いじめの未然防止につなげるようにする。
- ・県教育委員会作成の映像教材及び読み物教材が、更に活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼びかけていきたい。

③御意見・御提案等

8 教育振興部児童生徒安全課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○未然防止に向けた心の教育（各学校）

- ・いじめ防止啓発強化月間の取組
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施
- ・道徳教育の推進（いじめを題材とした映像教材（DVD）の活用）（学習指導課）

○担当する主な関係事業等

- ・教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置

全小学校（隔週配置280校、月1回の程度の配置357校）、全公立中学校、県立高校97校、特別支援学校1校、教育事務所5カ所（2名ずつ配置）、教育振興部児童生徒安全課

※小学校の隔週配置校104校増、高等学校8校増、特別支援学校1校に新規配置

スクールソーシャルワーカーの配置

小中学校18校、県立高等学校21校、教育事務所5カ所（3名ずつ15名配置）

※令和3年度9月から、教育事務所5カ所に2名ずつ計10名を追加配置し、15名となった。

- ・情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～）

情報モラル教育研修や講演の講師を、県立学校30校、市町村立学校を70校に派遣を予定。

- ・千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～）

7人の委員による有識者会議の開催（いじめの防止等のための対策に関する審議等）

- ・千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～）
42機関等による本会議及び15の機関等によるネットいじめ対策専門部会
 - ・教職員向けいじめ防止指導資料の活用（平成26年度～）
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付（平成27年度～）
（国公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配付）
※令和3年度より、配付対象学年を小学3年生、6年生、中学3年生に変更することで、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を避け、いじめ啓発を周知する学年を広げた。
 - ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）
（国公立小学校・義務教育学校及び国公立特別支援学校小学部の新入生保護者に配付）
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）
（国公立小・中学校・義務教育学校及び国公立特別支援学校小・中学部の新入生及び小学4年生に配付）
 - ・教職員向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成30年度）
（国公立小・中・義務教育・高等学校及び国公立特別支援学校小・中学部・高等部に配付）
 - ・生徒指導アドバイザーの配置（平成27年度～）
生徒指導アドバイザーを8校に配置
 - ・SOSの出し方教育の推進（平成30年度～）
児童生徒への「SOSの出し方教育」の指導資料について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促すための資料を新たに追加するなど、改訂を図った。（令和4年5月）
中学校、高等学校向けの指導資料を修正し、DVDを作成・配付（令和元年11月）
 - ・スクールロイヤー活用事業
県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい法的助言を求める学校が直接電話や対面、オンラインにより相談できる体制を構築。また、管理職や教職員、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を行う。
- 関係機関との連携
- ・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催
 - ・県民生活課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・令和2年度に、小学校におけるスクールカウンセラーへの相談件数が大きく増加したことから、令和3年度6月の補正予算で9月から小学校未配置校466校に月1回程度配置した。今年度は、隔週配置を280校、月1回程度の配置校357校と隔週配置校を増やして全公立小学校に配置している。スクールカウンセラーの増員に伴う人材確保については、県公認心理士協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。
- ・令和3年度9月から、スクールソーシャルワーカーを10名増員し、54名体制とし、課題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけの支援に努めた結果、令和3年度は、相談件数が前年より22,577件増加した。相談件数を考慮し配置しているが、より効果的で機動力のある配置にする必要がある。スクールソーシャルワーカーの増員に伴う人材確保については、県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得るなどして、人材確保に努めることができた。
- ・ネットいじめの問題について、最新のインターネット・SNS関係事情は刻々と変化している。一人一台端末の活用におけるパスワードの重要性、オンラインゲーム上での誹謗中傷や無視、グルーミング等、最新の情報を把握する必要がある。そのため、情報モラル教育研修の実施により、ネットいじめやSNS等に関する教職員の資質の向上と関心を高める必要がある。令和3年度は、県立高等学校3校、県立特別支援学校1校、市町村立小・中学校67校の計71校に講師を派遣し、情報モラルに関する児童生徒対象の講演、教職員対象の研修を行った。また、令和4年4月19日に行われた高等学校生徒指導推進研究協議会において、情報モラル教育研修の講師に「授業を通じた情報モラルの指導と青少年の相談窓口」について講演していただき、県立高等学校への情報モラル教育の普及を図った。
- ・スクールロイヤー活用事業においては相談方法を対面、電話に加え、オンラインによる相談も行えるようにした

結果、相談件数の増加につながったと考えられる。小・中学校の生徒指導主任を集めた研修会では、「スクールロイヤーから学ぶ保護者対応～児童生徒の最善の利益のために～」をテーマとして講演を行った。いじめの対応について法律に基づいた対応の重要性を再認識し、また、スクールロイヤーを身近に感じることができ、相談の活用につなげていきたいとの声が聞かれた。

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーの配置は、今後、小学校の月1回の配置校を隔週配置し、高等学校の未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図っていきたい。また、今後も県公認心理士協会に協力を得るなどし、スクールカウンセラーの人材の確保に努めていきたい。
- ・スクールソーシャルワーカーについては、担当する地域や学校数等に配慮した、よりバランスの良い配置に努める。また、市が雇用するスクールソーシャルワーカーとの情報共有会を行い、児童生徒への相談・支援の充実に向けた連携を進める。また、今後も県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得るなどし、スクールソーシャルワーカーの人材の確保に努めていきたい。
- ・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会において、引き続き対応策の検討を重ねていく。特に一人一台端末のパスワードの重要性やグルーミングの危険性等、最新の事例をもとに「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、児童生徒や教職員、保護者へ向けた情報モラル教育の充実を図ってきたい。
- ・各研修会において、いじめ問題の対応力を高めるため、いじめの重大事態の事例を踏まえた具体的なテーマ等を設定するなどして、協議内容の一層の充実を図る。令和4年度の高等学校生徒指導推進研究協議会で、インターネットの専門家を講師に招き、「授業を通じた情報モラルの指導と青少年の窓口」をテーマとして講話をいただき情報モラル教育の普及に努めたところである。
- ・スクールロイヤー活用事業は、学校が専門的な観点から適切な助言をいただき、状況の改善へのヒントを得ることができる。事業について、小中学校の生徒指導担当者を集めた会議で、スクールロイヤーを講師として招き人権や法的な側面からいじめの未然防止の啓発を図るとともに、研修を実施するなど、活用の少ない小中学校へのスクールロイヤーの周知に努めていく。

9 教育振興部特別支援教育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○担当する主な関係事業等

- ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催
- ・指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認
- ・特別支援学校への非常勤講師等の配置

○関係機関との連携

- ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・当課においては、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各校で取り組むべき重点指導項目や学校における危機管理、ネットパトロール等についての研修機会を設けている。代表校による実践発表やグループ協議、スクールカウンセラーから心のケアや支援方法について講話の時間を設定することで、事例による演習などから、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や学校間での情報共有を図る。
- ・指導主事訪問等を通して、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行う必要がある。
- ・学校の実態等に応じて、臨床心理士などを特別非常勤講師として配置し、専門的な立場から心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について指導、助言を得て、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。

③御意見・御提案等

- ・いじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係を今後も継続し、いじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。

- ・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策を実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していく。
- ・令和4年度から県立特別支援学校にスクールカウンセラーが1名配置されたことから、配置校及びその他の県立特別支援学校の児童生徒への支援体制を構築できるよう、活用方法の検討、周知を行う。

10 教育振興部教職員課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○教員による児童生徒に対するいじめの状況把握

- ・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施し、実態把握に努めている。

○児童生徒が相談しやすい環境づくり

- ・各学校に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。また、令和2年度からセクハラ相談箱の設置を指導している。
- ・令和3年4月、県教育委員会のHP上に、児童生徒向けわいせつ・セクハラ相談窓口を開設し、メールによる相談を受け付けている。
- ・児童生徒が相談できる関係機関（子どもと親のサポートセンター、教育庁内各課、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等）について、リーフレットへの掲載、配付を通じて、周知を図っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・本実態調査を実施することで、学校ごとに実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。

③御意見・御提案等

- ・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。
- ・近年いじめ問題への教員の対応についての苦情が、当課に寄せられる傾向にある。

11 教育振興部保健体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

【学校体育班】

○運動部活動における望ましい人間関係づくり

- ・安全で充実した運動部活動のためのガイドラインを活用した研修会の実施
- ・運動部活動指導者講習会や体育主任等研修会で積極的な取組の奨励と注意喚起

○スポーツマンシップ教育の充実

- ・JOCと連携したオリンピック教室の実施
- ・体育主任等研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施

○運動を通じた仲間づくり

- ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」において、仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成する。

○運動部活動におけるいじめ問題に係る報告の対応

- ・県立学校の運動部活動におけるいじめの対応
- ・学校から情報を収集し、児童生徒安全課と情報を共有するとともに学校への対応を促す。

【危機管理班】

○いじめ問題に係る報告の受理（重大事態を含む）

- ・学校または教育事務所から情報を収集する。

<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認後、児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室との連携を迅速に行うとともに、今後の連絡体制について学校に指示する。 ・いじめの状況（重大事態を含む）に応じて関係課に情報提供をする。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>【学校体育班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動指導者等に対する研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。 ・毎日、多くの時間をかけて行う運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。 ・オリンピック教室等の実施により、スポーツマンシップ教育を充実させることで、公正・公平な態度の育成に有効であった。 ・「遊・友スポーツランキングちば」等で、運動を通して体力の向上だけでなく、良好な人間関係を築くことに効果的であった。 ・児童生徒安全課との連携を密にとり、共通理解を図り、学校への対応について適切に助言を行った。 <p>【危機管理班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの報告（重大事態を含む）を受けた時は、児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室と連携を図り情報を共有するとともに、対応の準備を整えた。
<p>③御意見・御提案等</p>

12 千葉県総合教育センター

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○いじめ問題へ対応した研修 （キャリアステージに応じて12事業実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修（小・中・高・特・養護教諭） 「いじめの対応・不登校の対応」 ・中堅等資質向上研修Ⅰ ・新任教頭研修 「生徒指導の推進（いじめ問題を含む）」 ・新任校長研修 生徒指導の推進～いじめ問題～ <p>○いじめの未然防止や人間関係作り、保護者対応や連携等、いじめ問題に関連した研修（17事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・子供の生活の変化を踏まえた学校や家庭で起こる様々な課題への対応について <p>○情報モラル研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修（小・中・高・特・養護教諭）…SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施 ・学校支援事業…県内小学校の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者に指導助言 ・教育情報化推進リーダー研修 ・メディア教育指導者研修
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの対応・不登校の対応の具体的な事例を含めた研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見・対応の理解を深め、若手教員の力量を高めている。研修後のレポートには「いじめを未然に防ぐために校内体制や環境を整えることの大切さや各機関と連携し組織で動くことの大切さを改めて認識した」との声が多くあがった。やむを

得ず、資料配信となった研修があった。グループ討議を取り入れ、より深い学びの場とする。

- ・ネットいじめ防止については、平成28年度調査研究事業として「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。

③御意見・御提案等

- ・キャリアステージに応じた研修内容を吟味し、具体事例を取り上げた研修を実施していく。
- ・情報ツールの発展や変化による課題を踏まえた情報モラル研修を実施できるよう、専門的な知識のある講師や機関と連携し研修を進めていく。

1.3 千葉県子どもと親のサポートセンター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○教育相談事業

- ・児童生徒、保護者、教職員に対し、電話相談、来所相談、Eメール、FAX相談により支援、援助を行ってきた。教育相談の総合窓口として、必要に応じ学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行っている。

・SNSを活用した相談窓口の設置

「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば（県内国公私立中・高等学校の生徒、特別支援学校の中等部及び高等部生徒を対象にLINEを使った相談窓口を開設している。）」を、令和4年度は4/1～3/31の毎週火曜日、木曜日及び日曜日の18時から22時に実施。また、4/28から5/10、8/25から9/6、1/5から1/10においては毎日実施。

○24時間子供SOSダイヤル

- ・児童生徒、保護者や教職員に対し、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、休日、夜間を含めた24時間の電話相談を実施している。平日8時30分から17時15分までは当センターで実施し、その他の時間帯は外部委託している。

○支援事業

- ・学校が抱える生徒指導上の諸課題の解決を支援するため、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。

- ・子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子どもの理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。

○研修事業

- ・生徒指導リーダー育成研修、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談課題別研修において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施している。

・「管理職資質向上研修」（令和4年度）

いじめ防止対策、不登校児童生徒支援、自殺予防の3つをテーマに、千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職を対象に対面形式で実施した。

- ・児童生徒安全課と協働して、今年度から管理職資質向上研修（昨年度までは、「いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会」）を実施している。3つの組（葛南・東上総・南房総、東葛飾・北総・特別支援学校、高等学校）に分けてそれぞれ1日ずつ、いじめ問題の理解等の研修を行った。文部科学省の専門官や大学教員らを講師に招き、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る研修となった。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・令和3年度はいじめを主訴とする相談件数は、24時間SOSダイヤルを含む電話による相談が279件、来所による相談が30件、Eメールによる相談が15件、FAXによる相談が0件、SNSによる相談が55件であった。令和2年度と比較すると、電話相談が1件の減少、来所による相談が30件の増加、メールによる相談が

2件の減少となっている。(SNS相談は令和3年度から所管のため比較なし)

- 電話相談については、県民、保護者、教職員(学校)に対して、「子サポ・フリーダイヤル」「24時間子供SO Sダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。また、いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。
- 「学校支援事業」においては、教職員の資質力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。
- 子どもと親のサポートセンターで開催する事業は、新型コロナウイルス対策に対応した安心安全な研修の実施に努め、参加者から良い評価を得ている。
- いじめが起こってから事後対応を学ぶだけではなく、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容やいじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての研修を実施した。

③御意見・御提案等

- 小学生から高校生向けの教育相談事業についての啓発資料を作成し、長期休業前に学校を通じて周知していく。また、教職員対象の教育相談研修等の際に丁寧な広報活動を行う。
- 「いじめ」が認められる相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していくとともに、関係機関との連携をより推進していく。
- 令和4年度のSNS相談は、中高生がより相談しやすいように相談開始の時刻を17時から18時に変更し取り組むこととした。
- 問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。

1.4 千葉県中央児童相談所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ①各市町教委主催のいじめ問題対策に関する会議等への参加。
- ②児童についての全ての相談を受け付ける中で、いじめ問題に関する相談が寄せられた際に児童相談所の立場で助言等を行う。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ①会議への参加を通じ情報交換や意見交換が行え、関係機関相互の役割を理解することで更なる連携の強化を図り、いじめ問題への早期対応に繋がっている。
- ②いじめ問題のみの相談があった場合は学校や教育委員会、子どもと親のサポートセンター等を紹介するが、こうした相談は稀である。当所への相談としては、様々な問題・困難が重なり合う中にいじめの問題も含まれるような案件があり、問題の整理を親子と一緒に丁寧に行うことにより子どもたちの家庭や学校での安心に繋がっている。

③御意見・御提案等

- SNSによる児童間のトラブルについては年々問題が複雑化しており、どのように対応すべきか悩むケースが増えている。日々この問題について最前線に対応なさっている先生方から、最近の傾向や各機関での対応の際に配慮すべき点などがあれば伺いたい。

1.5・1.6 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ヤング・テレホン
本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。
- スクール・サポーター制度

<p>スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」などを行っている。</p> <p>○非行防止教室</p> <p>非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、いじめ防止を含めた児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえながら、必要な対応を図っている。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていきたい。</p>

1.7 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○ネット安全教室の実施</p> <p>いじめ問題を始めたインターネット・トラブルの現状や問題点、対処法などについて理解させ、ネットリテラシーの向上を図ることを目的とし、児童生徒（小中高）、学生、教職員及び保護者を対象としたネット安全教室を実施した。（令和3年中は、小学生173回、中学生61回、高校生38回、大学生5回、教職員等9回、保護者61回）</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>○成果</p> <p>令和3年中、新型コロナウイルス感染症の対策に配慮しつつ、県下全域でネット安全教室を開催し、実際にあったトラブル事例や対応策について、実態に即したわかりやすい解説を行うなど、児童生徒、保護者、教職員等に対し、インターネット上のトラブルを回避するための知識を幅広く周知することができた。</p> <p>○課題</p> <p>児童生徒は、SNSの利用方法等についてある程度の知識を持っているが、危険性の認識、トラブル防止という意識が大きく欠けている。</p> <p>一方で、指導すべき立場の保護者、教職員については、SNSの仕組みやトラブルの実態を十分理解できていないという課題が認められる。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>SNS等の普及により、いじめの潜在化・悪質化が懸念される場所であるが、サイバー空間の安全・安心を確保する部署として、ネット安全教室等を通じた効果的な広報啓発活動を積極的に推進するとともに、今後もしもいじめ問題に的確に対応していくため、関係機関・団体との情報共有を密にしていきたい。</p>

1.8 千葉市教育委員会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>(1)生徒指導・特別支援教育担当指導主事会議の設置</p> <p>生徒指導・特別支援教育を担当する指導主事等としての資質向上を図り、本市の生徒指導と特別支援教育の推進を目指すために、各課、各所、各センター間で情報交換を行うとともに、その対策について協議する。年間6回開催。</p> <p>(2)千葉市生徒指導調査研究委員会の設置</p>

教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。

(3) 生徒指導特別対策委員会の設置

生徒指導上の諸問題について各課、各所、各センター間で情報交換を行い、その対策について協議する。年間9回開催。

(4) 千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置

いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の再発防止を図ることを目的として設置している。定例としては年3回開催。

(5) いじめ問題対策連絡会の設置

学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題への対策等について情報交換をし、共通理解を図るとともに、連携を図ることを目的として設置している。年間3回開催。

(6) 教育相談ダイヤル24の実施

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の電話相談窓口を開設している。

(7) 長期欠席対策担当教育相談員（長欠相談員）による学校訪問の実施

各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、学校訪問を通して対応についての指導、援助を直接行ったりしている。

(8) スクールカウンセラーの配置と体制の強化

全小中高特別支援学校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。R4年度は、小学校の配置時間数を増加、教育支援センター「ライトポート」に1名新規配置した。

(9) スクールソーシャルワーカーの配置と体制の強化

今年度は2名増の12名を配置。教育支援課に2名、教育センター2名と養護教育センター1名、7校の中学校に1名ずつ配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。

(10) 統括スーパーバイザーの配置

平成28年度からSC統括スーパーバイザーを、令和2年度からSSWスーパーバイザーを教育支援課にそれぞれ配置し、SC・SSWの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。

(11) いじめ防止に係る対策

「千葉県いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を全市立学校のホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にしてもらうとともに、保護者・地域との連携推進に役立てている。

(12) LINE アプリを利用した教育相談窓口の開設

昨年度から名称を「SNS相談@ちば」とし、千葉県と合同の事業実施となった。相談機関は、令和4年4月1日から5年3月31日までで、火曜・木曜・日曜の週3回開設した。

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(1) 国の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に「千葉県いじめ防止基本方針」の改定を行った。

・「千葉県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。

・また、これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。

(2) 管理職を対象とした悉皆研修を4月、5月に実施した。

・いじめの初期対応の重要性や組織対応の必要性について改めて周知した。

・スクールロイヤーを活用し、法的な視点から学校として適切に対応すべきこと等の理解を図った。

(3) 学校におけるいじめの未然防止、組織的な対応、早期解決を促進するため、各学校の要請により、いじめ対応に関する要請訪問を行っている。いじめの定義や認知の正しい理解、適切な対応方法などを、多くの教職員に理解してもらえる機会を増やしていきたい。

- (4) 不登校対策は本市の喫緊の課題の一つである。会計年度任用職員である長欠相談員が学校訪問の折に各校の不登校対策に助言をするほか、各校の長欠報告を精査し、適宜助言をしていく。
- (5) SCやSSWの活用、教育相談ダイヤル24やSNS相談の開設など、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築にさらに努め、相談体制の更なる充実を図りたい。

③御意見・御提案等

LINE アプリを利用した教育相談窓口の拡充

「SNS相談@ちば」は現在週3回の開設だが、活用が増加している傾向から拡充を検討していく。

19 千葉少年鑑別所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○いじめ防止のための啓発活動

○問題行動を起こす少年の背景因としていじめが認められる少年に対する相談活動

○いじめ被害を受けた少年に対する心理的ケア

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・関係機関等から依頼を受けて実施している講演・研修・法教育等において、いじめが加害者・被害者双方にもたらす結果の重大さや、いじめ行為がどういった非行や犯罪に該当しうるのかといったことを説明するなどして、いじめ防止の啓発を行っている。
- ・相談の主訴となる逸脱行為や学校不適應の背景にいじめ被害が潜んでいる場合が少ないため、そうしたことを丁寧にアセスメントし、必要に応じた支援を行っている。
- ・いじめ被害者（場合によっては加害者も）の支援については、学校との連携が不可欠であり、連携や情報共有が徐々に図られつつあるが、効果的な支援につなげるためには、円滑な関係作りをより一層推し進めていくことが求められる。

③御意見・御提案等

- ・当所での相談業務の中で、いじめ被害・加害を認められたケースについては、より詳細なアセスメントを行い、それを学校を始め、関係者にフィードバックすることが効果的な処遇にもつながると考える。そのためにも、本人や保護者の同意が前提とはなるが、学校での適應状況等についての情報が欠かせないことから、そうした情報を速やかに提供してもらえようような緊密な連携を構築していきたいと考える。

20 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進

- ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む。
- ・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重の理解を図る。

○担当する主な関係事業等

- ・「子どもの人権110番」
全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話の設置
- ・子どもの人権SOSミニレター
全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布。レターで寄せられた子どもの悩みに対して人権擁護委員が返信
- ・「人権教室」の実施
小中学校において、人権擁護委員が講師となって人権教室を実施
- ・全国中学生人権作文コンテスト
中学生が人権をテーマとした作文を書くことにより、人権尊重の理念の浸透を図る。
- ・子どもの人権ポスター原画コンテスト
小中学生が人権をテーマにしたポスターを作成することにより、人権尊重の理念の浸透を図る。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室をはじめとした各種啓発活動を行うことにより、子どもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。 ・電話・手紙等での相談対応により、悩みごと解決の一助になることができた。 ・中学生人権作文コンテストの入賞作品を人権教室で活用することにより、人権尊重について理解を深めることができた。 ・人権110番の電話相談及びミニレターを通じて、子ども自身がいじめや虐待を申告することがあり、重大な問題の発見及び解決につながっている。特に、ミニレターについては、いつでも子どもの目に触れることができる場所に配置されるよう、学校側に働き掛けていく必要がある。
③御意見・御提案等
<p>コロナ禍が影響し、子どもから寄せられる相談に深刻な内容が増えている。協議会構成機関各署に、対応について問い合わせることもあるので、御協力をお願いしたい。</p>

2.1 千葉保護観察所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>千葉県及び各市町村の後援を得て、保護司会等関係団体と連携し、毎年、犯罪予防啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施している。応募作品には、いじめを題材とする作文も多く、小中学生に対していじめの防止についての啓発につながっている。</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<p>令和3年度の作文応募総数は16,825点であった。</p>
③御意見・御提案等

2.2 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○いじめの未然防止に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全小中学校において、児童生徒を対象とした、市スクールロイヤーによるいじめ防止事業を実施（全校対象、小学校17校・中学校10校） ・いじめ未然防止のため、市内全小中学校の職員を対象とした、市スクールロイヤーによる職員研修を実施（全校対象、小学校17校・中学校10校） <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見のため「いじめアンケート」を実施（年2回） ・小学3年生から中学3年生までを対象とした、学校生活への適応状況等を把握するためのアンケート調査である「QUアンケート」を実施（年2回） ・小学5年生から中学3年生までを対象とした、子ども向けストレスチェックを実施 ・教育相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> SNSを活用したいじめ相談窓口「STANDBY」の設置（中学生を対象） 流山市小中学生専用なやみホットライン（電話窓口）の設置（13時～21時） スクールカウンセラーの配置（市雇用10名） スクールソーシャルワーカーの配置（市雇用4名） ・いじめ防止指導 <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を集中的に取り扱う部署としていじめ防止相談対策室を設置 市独自にスクールロイヤーを常勤職員として任用（1名） ・流山市いじめ問題対策連絡協議会・流山市いじめ対策調査会の開催 <p>○関係機関との連携</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・市子ども家庭課「虐待・DV防止対策室」との連携 ・県教育委員会との連携
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、いじめの未然防止のために、市スクールロイヤーが学校で職員研修を市内小中学校全校で実施することができた。 ・令和3年度は、いじめ防止授業については、新型コロナの関係で、小学校2校実施できず15校だった。 ・市内の小中学校において、いじめ防止に向けて意識を高めていく必要があるため、いじめ防止授業の全校実施を目指すとともに、今後も継続していく必要がある。 ・ストレスチェックおよびアンケート調査の結果の活用について、現場の活動に活かしていけるよう、活用方法について周知し、理解を深めていく必要がある。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全小中学校で市スクールロイヤーのいじめ防止授業や、QUアンケートの結果を学校が主体的に有効活用するための研修など、市が策定したいじめの再発防止策に基づいて、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を徹底していく。 ・ストレスチェックを実施し、児童の心理状態の把握に努めるとともに、管理職マネジメント研修を実施し、非常時においても教職員が組織的かつ適切に対処できる学校づくりを推進していく。

2.3 千葉県町村教育長協議会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○未然防止に向けた心の教育（各学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長会議（教頭会議）にて情報を共有し、小中学校で共通理解を図り、迅速な対応がとれるようにしている。 ・定期的な教育相談、個別面談、アンケート等を実施している。 ・SOSの出し方教育について丁寧に実施している。 ・いじめ防止啓発カード、ポスター、リーフレットの活用をしている。 <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導員、教育相談員の活用。 ・外部講師を招聘し、情報モラル教育を行った。 ・いじめ相談窓口の周知（教育委員会） ・自己肯定感を高め、他者への理解と思いやり、規範意識等を育むとともに、道徳的な判断力、心情、実践意識と態度を育てる。 ・各学校の長期欠席児童・生徒の状況を調査し、対応についての指導、援助を行っている。 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のネットパトロールに加え、町でも独自に業務委託契約してネットパトロールを展開することでSNSでの書き込み等の発見を強化し、啓発活動に務めている。 ・要保護児童地域対策協議会との連携をしている。 ・児童相談所、警察、健康福祉センターとの連携している。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校にスクールカウンセラーを配置することにより、教育相談の機会が増え、学校における様々な課題において早期発見、早期対応する体制を整えている。 ・いじめ防止に関する研修会などを通して周知することにより、いじめに対して組織的な対応をとるようにしている。 ・昨今、ネットやSNSなど学校現場だけでないところでの諸問題が発生することがある。そのため、学校と教育委員会、関係機関等と連携を深めた対応が必要となる。 ・各小中学校の取組にばらつきがあるので、どんな取組をしているのか共有していく必要がある。
<p>③御意見・御提案等</p>

- ・ネットに関するトラブルは、どこまで学校が介入するか判断が難しい。
- ・外部機関との連携も含め、いじめ問題の未然防止の取組を強化する必要がある。
- ・いじめの認知については、ケースによって要する時間も異なるが、調査、指導、保護者への協力・理解、指導後の定期的な相談、経過観察等、何ヶ月にも及んでようやく解決に至る。働き方改革に反するかも知れないが、生徒指導のように児童生徒に関わることで発生する勤務時間外も加算されるなかで、時間外勤務が月80時間越えた場合がある。県の時間外調査での様式を検討されたい。

2.4 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 本会の活動重点として、いじめ防止を含む、生徒指導上の問題への対応を掲げ、各学校での取組強化の啓発を行っている。
- 小学校長会主催の研究協議会を毎年開催している。昨年度は「豊かな人間性」の中で道徳教育と人権教育を、「学校安全」の中で自ら判断・行動できる児童生徒の育成を「健全育成」の分科会では、いじめ不登校における取組を、提案をもとに協議している。
- 各学校では、毎年「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、各学校のホームページに掲載し、周知を図っている。
- 各市町村教育委員会との連絡協議会等において、各地区校長が情報交換を行い、さまざまな事例について、小中連携で情報共有を行っている。
- 本会理事会において、いじめ防止月間、虐待防止月間、人権月間等の時期を周知している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教員の授業力の向上のため、校長の授業観察や人事評価面接等の機会を活用して指導・助言を今後も行っていく。
- ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の見直しにより、いじめ防止への意識の高まりがみられる。
- ・認知件数は多いが、重大な事案に発展することがないように、校長の適切な対応を今後も図っていく。
- ・校長同士の情報交換等により、自校での対応が役立っている。
- ・幼保小中連携により、過去にいじめの経過や事故の事実を確実に引き継ぐ必要がある。

③御意見・御提案等

- 子どもと向き合う時間の確保のため、学校への文書や調査等の簡素化、縮小、削減を検討していただきたい。
- 今後もSSW・SCの増員を図っていただきたい。
- スクールロイヤーの活用について一層の周知をお願いしたい。
- いじめアンケートが直接郵送可となったことで、新たな動きがみられていると感じる。
- SNS上の問題対応や対策が望まれる。
- ※本校では、月1回の学校生活アンケートの実施、全校配置されたスクールライフカウンセラーによる相談活動の充実で、いじめ問題等の早期発見・初期対応に努めている。

2.5 千葉県中学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 学校いじめ防止基本方針等を見直し、修正、改善
 - ・PDCAサイクルで不断の検証をする。
 - ・ホームページ上で公開し、周知を図る。
- 予防の観点
 - ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、道徳教科化を念頭に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
 - ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。
 - 「いじめゼロ宣言集会」など「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。
 - ・「SOSの出し方教育」や「人権擁護委員」、「スクールロイヤー」の講演会などを活用し、自己を守る教育を推進する。

・「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、対人関係構築のための具体的なスキルを高める。

○早期発見のために

- ・担任からの気づき（いじめなどに対する兆候）を大切に、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。
- ・各種調査（Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等）から得た情報を校内で共有し複数の教員の目で生徒を観察する。
- ・教育相談週間（年間3回程度）や生徒指導部会（週1程度）を位置づける。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭から情報の共有化を図る。
- ・相談窓口の周知徹底と相談箱の設置（定期的な確認）。

○早期対応のために

- ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。
- ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む組織化を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。
- ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。

○他との連携

- ・家庭や地域（PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000ヶ所ミニ集会、市町村関係機関等）との連携を図る。
- ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。
- ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止・対策を練る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・学校いじめ防止基本方針や防止対策のための指導体制等が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。
- ・SNS等を使ったいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への対応策を講じていきたい。
- ・スマートフォン等の所持・使用については、保護者の責任・役割を明確化した上で保護者・学校の連携を図っていきたい。また、小中連携を深め、共通認識のもと、同一歩調で児童生徒への指導を進めていきたい。
- ・外部機関（サポートセンター、警察本部少年センター、児童相談所、市町村関係機関）等との連絡会で情報交換が密にされ、問題などについての解決策が講じられている。

③御意見・御提案等

- ・学校と関係機関との連携が密になり、組織対応が十分に図られている。この組織的、継続的な取組を大切にしていきたい。
- ・学校いじめ防止基本方針等については、PDCAサイクルで検証し、より実効性のあるものへと修正を図りたい。
- ・生徒の生命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを再確認するとともに、危機管理意識を高めていきたい。
- ・スクールカウンセラーの配置時間を増やすとともにスクールソーシャルワーカーの増員を要望する。

2.6 千葉県高等学校長協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

千葉県高等学校長協会

(1) 生徒指導委員会

①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援

取組の実施例

○生徒へのアンケート調査

生徒の状況を把握

<ul style="list-style-type: none"> ・年2回前期後期で実施 ・学期1回年3回実施 ・年5回実施（必要に応じて追加実施もある） ・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施 ・「学校生活アンケート」という名称でいじめに限らず実施 <p>○生徒面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回から複数回 <p>○新生入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事等より「いじめは絶対に許さない」ことの周知。生徒向け「ネットモラル」研修会・講話等の実施</p> <p>○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修 年1～2回開催</p> <p>○いじめに関するLHRの実施 年1～2回開催</p> <p>○職員の生徒観察により早期発見と情報共有に努め未然防止を行う。</p> <p>②委員会における研修及び研究活動</p> <p>令和4年度千葉県高等学校長協会秋季総会・研究協議会で発表</p> <p>③校長協会他関係団体との連携</p> <p>(2) 人権教育特別委員会</p> <p>令和3年11月に子どもを巡る人権課題をテーマに講演会を実施。児童虐待、ヤングケアラー等、いじめ問題に関係する子どもの人権課題について認識を深めた。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>千葉県高等学校長協会</p> <p>(1) 生徒指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果 <p>いじめを把握するために殆どの学校が「アンケート調査」や「個別面談」を活用し、早い段階でいじめを把握・認知して対応している。研修等により、様々な事例の理解と対応を深めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題 <p>①外部機関との連携と被害・加害双方の保護者対応の難しさが課題である。</p> <p>②各校のみならず、地区・全県での情報共有、共通理解が必要である。</p> <p>(2) 人権教育特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果 <p>子どもの置かれた状況を幅広く知ることで、いじめ問題に対応する視点を多角的に深めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題 <p>性的マイノリティ、外国籍の生徒など新たな人権上の課題も散見しているので、これらの視点を持った取組も必要である。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>千葉県高等学校長協会</p> <p>(1) 生徒指導委員会</p> <p>①いじめ防止基本方針等、基本的な対応は各学校で整っているといえる。しかし、特別支援教育、問題行動、学習支援等、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。</p> <p>②SNS等での個人情報の掲載に関して、保護者の意識啓発を目的とする研修会やキャンペーンを実施する等、保護者の指導責任を理解・実践するための社会教育をより充実させることが必要である。</p> <p>(2) 人権教育特別委員会</p> <p>教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に大きく寄与するものとする。</p>

2.7 千葉県特別支援学校長会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○各特別支援学校とも「学校いじめ防止基本方針」に基づき、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会等の定期開</p>
--

<p>催や児童生徒を対象としたアンケートの実施、保護者との連絡帳、なにより日々の子供の様子観察からいじめ防止対策に取り組んでいる。</p> <p>○児童生徒安全課、特別支援教育課との連携を図り、いじめ防止対策にかかる情報共有に努めている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>○校長研究協議会の場で、いじめ問題対策にかかる各校の取組状況や課題について共有するなどして、各校の対策改善の参考としている。</p> <p>○特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態等の幅が広く、自分の気持ちや思いを表現することが難しいことがある。そこで、個々の児童生徒の思いや行動を的確に把握できる方法（アンケート以外も含めて）を工夫していくことが重要である。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>○引き続き、関係機関・団体との連携・情報共有に努めていきたい。</p>

28 千葉県私立小学校協会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>千葉県私立小学校協会に加盟する総ての私立小学校は、それぞれ「いじめ防止基本方針」を明示し、学校全体でいじめ事案に対処する体制を整えている。協会としても校長会議等で、いじめに関する事例の報告やその対処について情報交換を行っている。また教員研修会等の機会を捉え、いじめ問題に対する指導方法等の研鑽を行っている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>上記の現状につき、当協会として特別に課題として挙げるべきものは無い。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>当協会は県内の私立小学校10校が加盟する小規模な団体である。</p> <p>年3回学期ごとに校長会議を開催し情報交換を行い、また毎年加盟校輪番で会場校となり、原則加盟校教員全員参加での研修会を行っている。</p>

29 千葉県私立中学高等学校協会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>校長会議、初任者教員研修会、私立学校養護教諭研修会、千葉県私立小・中・高等学校保護者会連合会総会などの機会をとらえ、事例発表や基本方針やいじめの防止、早期発見、早期対応等について情報を提供し情報共有を行っている。</p> <p>各研修会においてはインターネット利用によるいじめ等について講演もいただいたりし対策を行っている。</p> <p>また、県総務部学事課との情報共有を密にして連携しながら、迅速かつ適切な事態対応に努めている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>私立学校では創立者の建学の精神の具現化に努め設置者である各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。いじめの防止は最重要課題である。生徒指導がきちんと行われているか否かは外部評価・評判に繋がる。協会としては今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め私立学校の質の向上に繋げたい。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>スクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではないので、県や教育委員会にはカウンセラーの人材確保や研修の機会について私立学校にも支援をお願いしたい。</p>

30 千葉県養護教諭会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○各種研修会の開催</p> <p>・全会員を対象とした6月の研修会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度もホーム</p>
--

ページを活用した研修会を実施する。「児童虐待・DVの医学的な診断方法」をテーマとしている。

- ・毎年、夏季休業中に本会会員を対象に実施している夏の希望研修「養護教諭ステップアップセミナー」は、平成19年度から実施しているものである。“学校における被害者支援”“発達障害への対応”“ジェンダーを考え“難病を抱える生徒への支援”“命の授業”“震災に学ぶ”“ネットとの上手な付き合い方”などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し、内容を深めるとともに、養護教諭としての資質向上のための内容も取り入れている。講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者など、多方面から招き、講義をさせていただいている。一昨年は新型コロナウイルス感染防止のため、開催は中止となったが、昨年度はハイブリッドで開催をした。今年度もハイブリッドで開催し「リスクマネージメントとヒューマンエラー対策」「救急車を呼ぶべきかの見極めとフィジカルアセスメント」というテーマでの研修会を開催する。また、研修会終了後には研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載する。

○各校での取組

- ・健康相談という形で、個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」や各校で設定されている教育相談週間であがってきた問題について、具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携にもつなげている。

○情報を共有

- ・各関係機関からいただいた情報を本会のホームページに掲載したり、各地区の理事・委員を通じ、会員へ知らせたりするなど、いじめに対する意識向上に努めている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・養護教諭に相談を求める生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信は、重要な位置を占めていることが多い。本会としては、養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員・時間増をお願いしたい。

3 1 千葉県PTA連絡協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

年5回の理事会と年に1回行われる研究大会にていじめに対して研修会等を行い、子どもたちを取り巻く環境と現状把握を行っている。また、関係諸機関より発行されているリーフレットの配布などを行っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

学校・地域と連携し各単位PTAごと、市町村単位等で活動をしている。

SNSなどインターネットに関する事柄に関しても積極的に情報の収集に努めている。

今後も連携を強め、更なる充実を図りたい。

③御意見・御提案等

- ・関係の諸機関と情報交換ができる仕組みづくりを構築していただきたい。また保護者に対して更なる情報の発信、周知ができるよう図っていただきたい。

3 2 千葉県高等学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

県PTA連合会としては、事業として取組はしておりません。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

今後については、講演会等で啓蒙活動をしていきたいと考えております。

③御意見・御提案等

3.3 千葉県特別支援学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県特別支援学校PTA連合会は43校44団体（県立、市立、国立を含む）の特別支援学校PTA組織の連合会です。 本連合会の事業において直接いじめ問題に対する取組は行っておりませんが、児童生徒の生涯に通じる支援を確かなものにするるとともに諸条件改善のための事業、研修、理解啓発活動を行っております。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
障害の種類を越えての交流を深めることで障害児者に関する情報の集約と発信、提供に努めております。研修会等を通じての活動、研究大会を通じての特別支援教育に係る理解啓発活動に力を入れております。
③御意見・御提案等
いじめなどにあつたとしても親や教師などに伝えることが難しい児童生徒が多いので各学校で「いじめ防止基本方針」が示された事は人権を守る上でもとても有難いことです。障害の有無に関係なく一人一人が目標に向かい、日々生き生きと過ごせる社会になってほしいと願っています。

3.4 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題への対応に関する研修・勉強会の実施 小中高等学校・特別支援学校などの教職員を対象とした校内研修の講師
○いじめ問題の第三者委員会等の推薦 ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会員から推薦 ・いじめ等調査委員をバックアップする体制構築のために、調査委員の役割や留意点についての勉強会の開催
・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加
○当会会員のうち、スクールカウンセラーとして教育現場に勤務する者は、各学校等の状況に応じて、以下の活動を行っている。 ・小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育 ・いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート調査や児童生徒の面接 ・被害児童生徒のカウンセリング、加害生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接（家族関係の調節） ・児童生徒への予防プログラムとしての心理教育
○「千葉スクールカウンセラー研修会」との連携
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・児童生徒の個別面接を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めた。児童生徒の対人関係の成長を促すよう、今後も学校教職員や保護者と協力して取り組んでいかなければならない。 ・いじめを認定した後、保護者の心配・要望や、児童生徒の希望を聞き、児童生徒が安心して過ごせるよう、保護者、学校教職員とともに検討していく。 ・当会に対して、いじめの重大事態が発生した際の第三者委員会の委員推薦依頼が増えている。学校・教育領域を専門にしている臨床心理士や公認心理師がいじめ問題に対処できるよう、今後も研修や勉強会を継続していく必要がある。また、市町村教育委員会と連携し、委員推薦を適切かつ迅速に行うためのシステムを構築していくことが課題である。
③御意見・御提案等
・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには、週

- 1回、隔週1回、月1回の日当たり6時間では、限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。
- ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加をして、教職員と情報収集・情報共有を行っていきたい。
 - ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけるような心理教育を実施し、いじめ問題の対応のみならず、予防教育を充実させていく必要がある。

3.5 国立学校法人千葉大学教育学部

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○附属学校の教育相談部会の取組の発信

- ・教職大学院学生の教育相談部会見学
- ・教育相談部会システムに関する医療従事者向け e-learning 教材の作成
- ・文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」における取組の紹介

○GIGAスクール環境下での情報モラル教育のあり方の研究

- ・デジタルシティズンシップの視点からの情報モラル教育に関する公開研究会の実施
- ・千葉市教育センターのICT教育研究への協力

○いじめ対応に関する政策提言等

- ・いじめ防止対策推進法改正に向けた政策提言の発表
- ・いじめ加害者の出席停止措置に関する調査結果の発表

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめの早期発見・早期対応には、いじめを認知するという意識にとどまらず、児童生徒が苦痛を覚えている状況を認知することが重要だという認識に立ち、児童生徒が抱える課題を把握し意見交換をすることを主な役割とする教育相談部会システムの確立を提起しており、茨城県取手市において同様のシステムが導入される等の成果が見られる。
- ・いじめを含む課題の早期発見に資することを目指し、中学生向けのストレスチェックテストの開発、実施に、千葉大学子どものこころの発達教育研究センターと連携して取り組んでおり、ストレスの高い生徒に面談して課題を発見することができている。ストレスチェックテストの普及が今後の課題である。
- ・GIGAスクール環境下でのネットいじめ防止のためにデジタルシティズンシップの視点からの情報モラル教育が重要だという考え方に立ち、実践的な研究を継続して進めている。令和4年度は千葉市教育センターにおいて、デジタルシティズンシップを中心とした研究が実施される予定であり、本学部も協力させていただく。
- ・いじめ防止対策推進法下の学校や教育委員会等のいじめ対応の課題について検討し、政策提言等を行っている。提言等の内容は広く報道されており、各方面での議論に影響を及ぼしているものと思われる。

③御意見・御提案等

近年、オンラインゲームでのボイスチャットでの暴言がいじめにつながっているケースが見られる等、いじめをめぐる状況には常に変化が見られます。県内で最新の状況を把握し共有することを進めていただければ幸いです。

3.6 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取組

a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証と社会実装

目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかみやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。

具体的な取組：

- ・「子どもみんなプロジェクト」を通じて、県内外の教育委員会と連携（千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課

<p>生徒指導・いじめ対策室 他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「勇者の旅」指導者養成研修会（6時間ワークショップ）の定期開催 ・県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践 <p>b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開</p> <p>目的: いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。</p> <p>具体的な内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章: いじめに関する基礎知識（9分） ・第2章: いじめ被害にあった時の対処法（8分） ・第3章: いじめを見た時の対処法（9分）
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も、千葉県内外の小中学校計37校において「勇者の旅」の授業実践が行われた。COVID-19感染拡大の影響下、指導者養成研修会はオンラインで開催した。中間解析の結果、これまでの先行研究と同じく、プログラムを実施した学級の児童生徒の不安スコアが、非実施学級に比べ有意に低減したことが確認されている。 ・課題として、「10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が、昨年度に引き続き挙げられている。 ・いじめ防止のための取組を検討している全国の小学校から、「いじめ防止教育にとっても良い内容の教材なので、是非使わせてほしい」という問い合わせが寄せられている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、いじめやその他、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止する上で有効であると考えられ、県内の多くの小中学校での授業実践が望まれる。今後も、千葉県教育委員会や県内外の各小中学校、教育部等と連携しつつ、継続的な取組につなげていきたい。 ・いじめ防止用教育ビデオはセンターのHPで公開しており、誰でも自由に視聴が可能であるため、今後も周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。

3.7 千葉県弁護士会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○弁護士会主催の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ予防出張授業」の実施 <p>弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。（実施校数）</p> <p>平成25年（実施初年度）は、中学校1校（4クラス）。</p> <p>平成26年は、小学校1校（3クラス）、中学校2校（11クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成27年は、中学校5校（25クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成28年は、中学校4校（20クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成29年は、中学校5校（20クラス+全校）、高校2校（16クラス）。</p> <p>平成30年は、中学校6校（27クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成31・令和1年は、小学校1校（6クラス）、中学校4校（19クラス）、高校1校（8クラス）。（上記のほかには小学校1校（3クラス）での実施予定があったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の休校措置のため中止。）</p> <p>令和2年は、中学校2校（8クラス）。（新型コロナウイルス感染拡大のため、依頼が少なかった。）</p> <p>令和3年は、小学校1校（3クラス）、中学校3校（20クラス）。</p> <p>実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの専門相談窓口」の設置 <p>非行・いじめ（少年問題法律相談）、虐待（子どもへの虐待相談）等の問題について、相談窓口を設置し（専用電話番号あり）、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施している。社会的養護下の子どもや、</p>

少年院入院中の子どもからの相談窓口も可能で、子どもの意見表明権に対する支援を強力に行える制度となっている。

相談申込の電話番号を記載した名刺大のカードを作成し、広報にも努めたい。

○関係機関との連携

・臨床心理士との協力関係

いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。

・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。

・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦

平成31・令和元年に県教育庁が導入した「スクールロイヤー制度」にて、スクールロイヤーの推薦を行った。スクールロイヤーは相談事業、講演事業に従事している。

・市町村とのスクールロイヤー協定締結、スクールロイヤー推薦

各市町村からの要望に応じ、スクールロイヤー派遣協定を締結したり、会員をスクールロイヤーとして推薦している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(いじめ予防出張授業に関して)

・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法（人権）の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。

いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭からはおおむね好評価を得ている。

・生徒や教員の要望を取り入れてワークシートによる双方向型授業を導入するなど工夫も重ねているが、更なる授業内容の改善に向けて継続していくことが課題である。

市町村との連携を深め、事業化することにも取り組んでいきたい。

(行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して)

・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。

令和3年度には、委員就任に必要な知識についての研修を実施した。

(県スクールロイヤー制度への弁護士推薦に関して)

・県教育庁「スクールロイヤー制度」が導入されて3年が経過し、事業が軌道に乗ってきた感がある。

制度の運用に関して、スクールロイヤーの意見をより反映させていける仕組み作りとして、弁護士会内に独自のPTを立ち上げた。今後PTを活用して、よりよい連携を作っていきたい。

③御意見・御提案等

・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。

・臨床心理士や児童相談所等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていきたい。

・県の「いじめ防止基本方針」についても、弁護士の視点からの検討を行い、必要に応じて提案、連携をしていきたい。

・いわゆる「スクールロイヤー制度」は、文科省も手引きを作成するなどしており、今後も県のみならず、各市町村からのニーズが高まることも予想される。弁護士会としても可能な限り協力させていただきたい。

なお、弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望する。

38 千葉県医師会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・いじめ重大事態の第三者委員会に当会より委員の推薦を行っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

39 千葉県社会福祉士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
いじめ問題対策に特化した取組は行えていないが、今年の1月30日、県内のソーシャルワーク3団体と合同でシンポジウム「子ども・若者の支援」を開催した。その中で当会会員のスクールソーシャルワーカーも登壇して児童生徒をめぐる深刻な状況に対する取組を報告した。また「日本社会福祉士会」では『スクールソーシャルワーク実践ガイドライン』を作成し周知を図っているところである。千葉県社会福祉士会としてはスクールソーシャルワーカーのネットワーク化に務めている段階である。また子ども・若者の権利擁護の取組として未成年後見制度を中心とした関係機関との勉強会等について検討を始めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等
ソーシャルワークの理論や実践が複雑多岐にわたることからスクールソーシャルワーカーの活動内容が理解しにくいという声も聞く。そのような時は上記のガイドラインを参照してもらいたい。

40 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・協会としての取組はありませんでした。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

41 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進 ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取組ながら、子どもたちの人権意識を高める。 ○主な関係事業 ・「人権教室」の実施 小中学生に対し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、人権尊重について理解させる。 ・全国中学生人権作文コンテスト ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 作文やポスターを書くことにより、身近な人権について考えてもらう。 ・「子どもの人権110番」 フリーダイヤルによる電話相談 ・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に対応。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・人権教室では思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、

見逃さない」という合い言葉を啓発している。外部講師として子どもと接することで、心が開かれ、たのしい交流ができています。

- ・「子どもの人権ポスター原画コンテスト」の入賞作品を啓発活動に活用
- ・中学生に対する人権講演や人権教室の実施が広がりを見せてきた。

③御意見・御提案等

・いじめ問題については、学校との連携が重要課題ととらえている。コロナ禍での連携のあり方に工夫が必要である。

4.2 NPO法人企業教育研究会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○啓発教材の制作・研修会への講師派遣『みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン』

ソフトバンク株式会社と連携して共同開発した情報モラル教材『みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン』を活用する授業の方法を伝達するための、教員研修会に講師を派遣している。今年度は、オンライン研修会も行っている。

<https://ace-npo.org/info/kangaeyou/kyouzai/kangaeyou5.html>

○情報モラル・セキュリティの授業『みんなのデジタル教室』

Facebook社と連携した授業プログラム『みんなのデジタル教室』の出張授業（オンライン可）を行っている。中学生・高校生を対象に、SNSの発信や個人情報の蓄積を考える「デジタル・アイデンティティを考える」と、偽情報の拡散に対する注意喚起を行う「偽ニュースの見分け方」の2つのプログラムがある。

<https://ace-npo.org/wp/archives/project/facebook>

https://about.fb.com/ja/news/2020/12/we_think_digital/

○生徒向けの出張授業への講師派遣

柏市、野田市、山武市、君津市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣する予定。（現在、休校解除後の日程を調整中）ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STOPit」の活用法を紹介している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できないという思い込みがある。
- ・SOSの出し方教育に関する授業づくり、および指導者の要請。
- ・一人一台端末の普及にともない、ネットいじめから日曜のいじめにつながる事案が増える懸念がある。

③御意見・御提案等

- ・児童・生徒向けに講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」という意見をよくいただくが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在である。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということをご理解いただきたい。
- ・中学生向けにネットいじめを通報する「STANDBY」（旧：STOPit）を導入される自治体が増えている。検索可能な情報をネットパトロールするだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「STANDBY」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはず。一人一台端末の中にこのアプリを全員使えるようにしている自治体もある。
- ・昨年度はオンライン授業や講演会を数多く行ったが、オンラインでできるにも関わらず、実際に学校にきて授業や講座を行ってほしいという要望が激増している。整っている設備をうまく使うサポートを、私たちに考えてほしいと思う。